**■ 就業規則＆諸規定の一覧**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 規則・規定名 | 策　定　内　容 | 書式＆記入例 |
| ０１ | 正職員就業規則 | 書式例の赤文字部分を確定すれば、訪問看護事業に適した正職員の就業規則になります。  （就業規則本体は、一旦制定すると労働条件が悪くなる方向の変更は不可となるため、経営環境に連動すべき規則等は別紙にし、変更可能にしてあります）　　※注１ | [正職員就業規則](file:///C:\Users\81904\Desktop\アップロード用設立登記\01%20正職員就業規則.doc) |
| ０２ | 別紙１ 勤務＆休暇 | 正職員の勤務形態と休日･休暇･休業等を、経営方針に合わせて制定します。  （潜在看護師の発掘には柔軟な勤務形態を設けることが有効です） | [別紙１勤務休暇](file:///C:\Users\81904\Desktop\アップロード用設立登記\02%20就業規則%20別紙1%20正職員の勤務休暇等.doc) |
| ０３ | 別紙２ 賃金規定 | 正職員の賃金規定を、経営方針に合わせて制定します。 | [別紙２賃金規定](file:///C:\Users\81904\Desktop\アップロード用設立登記\03%20就業規則%20別紙2%20正職員の賃金規定.doc) |
| ０４ | 別紙２-1 基本給号級表 | 基本給号級表の一例ですが、地域性等も勘案して制定してください。 | [別紙２-1 基本給](file:///C:\Users\81904\Desktop\アップロード用設立登記\04%20就業規則%20別紙2-1%20正職員基本給の号級表.xls) |
| １１ | 准職員就業規則 | 書式例の赤文字部分を確定すれば、訪問看護事業に適した准職員の就業規則になります。 | [准職員就業規則](file:///C:\Users\81904\Desktop\アップロード用設立登記\11%20准職員就業規則.doc) |
| １２ | 別紙１１ 勤務＆休暇 | 准職員の休暇･休業等を、経営方針に合わせて制定します。准職員に有給休暇を取得させる方法は、実際には出勤しない出勤日を設けて、給与を支給します。 | [別紙１１勤務休暇](file:///C:\Users\81904\Desktop\アップロード用設立登記\12%20就業規則%20別紙11%20准職員の勤務休暇等.doc) |
| １３ | 別紙１２ 賃金規定 | 准職員の時間給・歩合給・諸手当例を記載しましたので、経営方針に合わせて制定します。（歩合給制度を設けない場合は当該部を削除します） | [別紙１２賃金規定](file:///C:\Users\81904\Desktop\アップロード用設立登記\13%20就業規則%20別紙12%20准職員の賃金規定.doc) |
| ２０ | ３６協定届 | 法定時間外労働または法定休日労働を行うには、労働者代表の記載押印がある「36協定届」を労働基準監督署に届け出る必要があります。 | [３６協定書式](file:///C:\Users\81904\Desktop\アップロード用設立登記\20%20３６協定書式.doc)  [３６協定記入例](file:///C:\Users\81904\Desktop\アップロード用設立登記\20%20３６協定記入例.doc) |
| ２１ | 登用規定 | 准職員を正職員に登用する時の規定です。（後日検討で可？）　※注２ | [登用規定](file:///C:\Users\81904\Desktop\アップロード用設立登記\21%20登用規程.doc) |
| ２２ | 再雇用・嘱託規程 | 定年退職者の再雇用に関わる規定です。（後日検討で可？） | [再雇用・嘱託規程](file:///C:\Users\81904\Desktop\アップロード用設立登記\22%20再雇用・嘱託規程.doc) |
| ２３ | 育児・介護休業等の規程 | 就業規則にある育児介護休業等の別途詳細規程です。（後日検討で可？）　※注２ | [育児介護等の規程](file:///C:\Users\81904\Desktop\アップロード用設立登記\23%20育児・介護休業等の規程.doc) |
| ３１ | 退職金規定 | 中小企業退職金共済を利用した退職規定の例です。 | [退職金規定](file:///C:\Users\81904\Desktop\アップロード用設立登記\31%20退職金規定.doc) |
| ３３ | 旅費規程 | 旅費規定の例です。（訪問に私有車を使用する場合の規定もあります） | [旅費規程](file:///C:\Users\81904\Desktop\アップロード用設立登記\33%20旅費規程.doc) |

※注１：常時雇用する労働者が10人未満の場合は、就業規則作成の法律上義務付はありませんが、事業の運営を円滑に進めるためにも制定しておきましょう。

但し、厚生労働省や労働局のひな形をそのまま使用すると、実態に合わない規則でも強い拘束力を生むため、必要最小限の規則に止める方が無難です。

※注２：助成金等の対象になる場合があります。（申請時には必要な書類です）